

平成24年

10月

いってくれて、
よかった。

司法書士

法律相談

無料



家・土地のこと 借金のこと 日常生活のトラブル 労働トラブル 相続のこと 会社のこと

※簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日本司法書士会連合会

司法書士会 |

検索